

改正の概要

1 改正する契約約款

- (1) 愛知県公共工事請負契約約款（土木工事用）
- (2) 愛知県公共工事請負契約約款（建築工事用）
- (3) 愛知県公共土木設計業務等委託契約約款
- (4) 愛知県建築設計業務等委託契約約款

2 改正の内容

(1) 法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出について（工事約款のみ）

建設業者の社会保険等への加入を一層促進していくためには、必要な法定福利費（現場労働者に係る雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料の事業主負担分）が、工事ごとの請負代金の中で適切に確保される必要があることから、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出に係る規定を整備する。

(2) 下請届の廃止について（工事約款のみ）

公共工事（下請契約を締結する場合に限る。）においては、請負者は、入札契約適正化法等に基づき施工体制台帳の写しを発注者へ提出することが義務付けられており、発注者は、施工体制台帳の写しにより下請負の内容が確認できることから、下請負に関する事前の届出の規定を廃止し、特に必要と認める場合に下請負に関する通知を求めることができる旨の規定を整備する。

(3) 遅延利息の率の改正

令和3年3月9日付け財務省告示第49号により「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）」の一部が改正されたことを踏まえ、遅延利息の率を2.6%から2.5%に改正する。

3 施行年月日

令和3年4月1日

（令和3年4月1日以降に公告・指名通知を行うものから適用）